

監理技術者講習の概要

■講習の内容

講習時間	6時間
受講料	11,000円(現在)
開催回数	48回/年間 (都道府県別平均)
更新	5年
講習内容	<ul style="list-style-type: none"> ○法律制度 <ul style="list-style-type: none"> ・建設業法、入契法、労働安全衛生法、アスベスト(石綿障害予防規則)、建設リサイクル法、労働基準法、省エネルギー法等 ○建設工事の施工管理 <ul style="list-style-type: none"> ・施工計画、工程管理、品質管理、安全管理、環境管理等 ○最新の資機材及び施工方法 <ul style="list-style-type: none"> ・環境対策技術 ・舗装技術 ・耐震・制震技術 ・高強度コンクリート施工 ・省エネルギー管理技術 ・新エネルギー効率化技術 ・建築物のバリアフリー等

監理技術者講習の主な課題

(アンケート、ヒアリングから整理)

- 講習会等で一律に質を確保することは困難。
- 参加すれば修了証が取得できる現状は見直すべき。
- 専門工事の新技术に関する講習は乏しい。
- 専門技術は講習で実施する形式にはそぐわない。
- 法改正等を的確に業務に反映するには、5年周期ではなく、自ら希望して必要な講習が受講できる仕組みが必要。
- 受注機会が少なくなり、より実践に近い学習機会が必要。

監理技術者講習も代わる方策の留意点

(アンケート、ヒアリングから整理)

- 関係法令に関しては、講習の義務付けは必要。
- 自主性に任せつつ、監理技術者として最低限必要な法制度、施工技術等を適時に効率的に学習する機会が必要。
- 自主的な取組を支援、後押しするインセンティブが必要。
- CPDと連携したしくみ(ポイント獲得が目的化しない工夫)。
- 法律等は制度が変わった時点で情報提供するしくみ。
- 自主的な取組の限界のある中小企業等への配慮。
- 監理技術者の実績や経験に応じた学習機会の提供。
- 技術力の確認のため、技術者の更新プロセスが必要。
- 企業に対する研修等の派遣支援。

監理技術者講習に代わる方策の検討(2/2)

方策案① 技術者自身の自主的な取組に任せる

- 最低限の技術水準が確保できるか疑問。知識、技術力の偏りが生じる可能性。
- 発注者が要求する要件(品質等)や遵守すべき法律等は講習を実施すべき。
- 自主的な取組には限界がある。
- 行政、業界協力した支援体制の整備が必要。
- 自主的な取組に対するインセンティブ付与が必要

※アンケート結果 「妥当」もしくは「どちらかといえば妥当」は業団体が3割強、発注者で3割弱

方策案② 技術者の取組を公的に評価するしくみを整備

- CPDの取組を活用すべき。
- 公的に評価するしくみが不明、評価は難しいのでは。
- 一定の講習の義務づけは必要。
- 技術力確認のための技術者更新プロセスが必要。
- 時間と費用の負担が生じる。

※アンケート結果 「妥当」もしくは「どちらかといえば妥当」は業団体が5割弱、発注者で約5割

その他 技術の継承・向上に関する意見

- 最近の失敗事例などを紹介することも必要。
- 地域単位の先進事例見学会等の導入。
- インターネットを活用した講習等の実施。
- 保有資格の更新性等による活用 等

監理技術者講習に代わる方策の方向性

技術者本人が、技術分野や習熟度に応じた学習の機会を自主的に選択でき、その継続教育の実績が評価されるしくみを整備。

○技術者が継続的に資質や技術力を高めていくため、業界団体、民間企業等において様々な学習の機会が提供されており、これを活用した継続教育(いわゆるCPD)の取り組み活用することはできないか。

○現在実施されている継続教育の現状や、発注者や建設業界のニーズも踏まえ、監理技術者が必修とすべき講習の必要性を検討するとともに、効果的で信頼性のある評価のしくみを整備すべきではないか。

○継続教育の履歴については、技術者の評価等の基礎資料とするなど、インセンティブのあるしくみにできないか。

○継続教育の履歴は、技術者のデータベースに盛り込み、効果的な活用ができないか。